

# 介護事故防止のための指針

## 1 介護事故防止のための基本的な考え方

- (1) 安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、常に改善を行います。
- (2) サービスの安全性、職員の健康管理、介護事故防止に努めるとともに、施設の保全に取り組みます。
- (3) 事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう日頃から全職員が自己研鑽に取り組み、事故発生を未然に防ぐ為に必要な予見知識の習得に努めます。

## 2 介護事故防止に向けた体制

### (1) 介護事故防止対策委員会の設置及び開催

焼津福祉サービスセンター及び大井川福祉サービスセンターにおける介護事故防止の対策を検討するため、介護事故防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会は定期的に行うほか、介護事故に関する協議事項が発生したとき、介護事故等の事例が発生したときは、随時開催します。

### (2) 委員会の検討内容

- ア 事故防止対応マニュアルの作成に関すること。
- イ 事故やヒヤリ・ハットの報告の集計、分析に関すること。
- ウ 収集・分析した情報に基づく対策の検討に関すること。
- エ 対策の効果の検証に関すること。
- オ 事故予防のための職員研修の内容に関すること。
- カ その他、委員会において必要があると認める事項。

### (3) 記録及び周知

委員会での検討内容は適切に記録し、委員会の結果について、介護職員その他従業者に周知徹底します。

## 3 介護事故防止のための研修

介護事故防止のための基本的な内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、介護職員、生活相談員その他の従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施します。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

## 4 介護事故発生防止のための取組み

介護事故発生防止のために、委員会にて介護事故報告書を集計し、介護事故等の発生

原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施します。また、防止策を現場で実践して一定の期間が経過した後に、その効果の検証を行い、有効性が認められない場合には、再度、委員会にて検討します。

## 5 介護事故発生時の対応

### (1) 利用者への対応・事故処理

サービス等を提供する上で事故が発生した時は、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行ないます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置については、必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入します。

### (2) 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行います。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努めます。

ア 事故発生状況及び施設職員の対応状況

イ 事故の発生原因及びその再発防止策

ウ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

エ その他の連絡・報告について

## 6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、焼津市社会福祉協議会で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように施設への掲示や焼津市社会福祉協議会ホームページへ掲載します。

(附則)

この指針は、令和4年8月18日より施行する。